

## 釜石市球技場料金表（令和元年10月1日～）

### 1 人工芝グラウンド利用料金（占用利用料金1時間につき）

（単位：円）

区分	貸切全面 （ラグビー場と サッカー場両方）		貸切1面 （ラグビー場又は サッカー場どちらか1面）		貸切1/2面 （ラグビー場又は サッカー場の半面）	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
入場料等を徴収しない 場合	8,370	4,180	4,180	2,080	2,080	1,030
入場料等を徴収する 場合	33,510	16,750	16,750	8,370	8,370	4,180

### 2 附属設備利用料金（1時間につき）

区分	放送機器	電光掲示板	Jボックス 2台 （選手用 ベンチ）	照明設備		
				8基 （64灯）	4基 （32灯）	4基 （16灯）
入場料等を徴収しない 場合	200	200	200	4,180	2,080	1,030
入場料等を徴収する 場合	830	830	830	16,750	8,370	4,180

### 3 クラブハウス利用料金

区分		昼間 8時から17時まで （1時間につき）	夜間 17時から21時まで （1時間につき）	全日 8時から21時まで
入場料 等を徴 収しな い場合	会議室	410	620	4,910
	ラウンジ	620	830	9,000
	ロッカールーム	510	720	7,630
入場料 等を徴 収する 場合	会議室	1,670	2,500	25,130
	ラウンジ	2,500	3,350	36,030
	ロッカールーム	2,080	2,920	30,580

#### 備考

- 1 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 8時前又は21時後に利用する場合の利用料金は、人工芝グラウンド及び附属設備については各々の利用料金に、クラブハウスについてはクラブハウス利用料金の17時から21時までの区分の利用料金に利用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。